

別表十七（三の四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第8項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の90第8項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「請求権等勘案合算割合10」は、措置法令第39条の14第2項第1号（課税対象金額の計算等）又は令和2年6月改正前の措置法令第39条の114第2項第1号（個別課税対象金額の計算等）に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。
- 3 「(20)又は(20)+(21)22」は、部分対象外国関係会社（措置法第66条の6第8項各号列記以外の部分又は令和2年旧措置法第68条の90第8項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいいます。以下同じです。）が保険業を行う部分対象外国関係会社に該当する場合には「(20)又は」を消し、その他の場合には「又は(20)+(21)」を消します。
- 4 「24」から「31」までの各欄は、「23」の割合が70%以下である場合には、記載を要しません。
- 5 「(32)のうち一定の要件を満たす部分対象外国関係会社が行う固定資産の貸付けによる対価の額35」は、別表十七（三の三）付表の記載要領2に準じて記載します。
- 6 内国法人が措置法第66条の9の2第8項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年旧措置法第68条の93の2第8項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。